

【在学生の皆さんへ】

「学生等の学びを継続するための緊急給付金」について

2021年12月20日、文部科学省から「学生等の学びを継続するための緊急給付金」についての案内がありました。詳しくは学生ポータルサイト「kumagoro」にて案内していますので、必ず確認をお願いします。

●事業概要

今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯収入・アルバイト収入の減少により、学生生活にも経済的な影響が及んでいる状況の中で、大学等で修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないよう、現金を支給する事業です。

●支援対象者

原則として、家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること、新型コロナウイルス感染症の影響でその収入が減少していること、既存の支援制度を活用しても学費等の支出が困難であること

(※現在、日本学生支援機構給付奨学金を受給している(令和3年12月10日の支給を受けている)学生は、本人からの申し込みは不要であり、給付奨学金振込口座に振り込まれます。)

●支給額

10万円

●申請

申請が必要な方は、「学生等の学びを継続するための緊急給付金申請の手引き」を熟読し、趣旨を十分理解の上、自身が対象要件を満たすことを確認して申請の手続きをしてください。

※詳細は、学生ポータルサイト「kumagoro」をご確認ください。

○(参考)文部科学省学生の皆様向けページ「学生等の学びを継続するための緊急給付金

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00003.html

【問い合わせ先】

学生支援課 072-453-8251(平日9時00分から17時00分)

※12/29-1/5は休業となっています。(1/28は15時まで)